



災害等における応援活動に関する協定書

小牧市水道事業



フジ地中情報株式会社名古屋支店

災害等における応援活動に関する協定書

小牧市水道事業（以下「甲」という。）とフジ地中情報株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）とは、小牧市内において災害等が発生した場合、応急対策を円滑に遂行するための応援活動について、次のとおり協定を締結する。

（応援活動の内容）

第1条 応援活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 需要者対応及び災害情報の受付・発信
- (2) 応急給水作業における補助及び支援
- (3) 漏水調査作業
- (4) その他水道施設等の復旧に関する必要な業務

（応援活動の要請手続き）

第2条 甲は乙に応援活動を要請するときは、災害時応援要請書（様式1）により次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭により要請し、その後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする復旧資機材、台数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（応援活動の実施）

第3条 乙は甲から応援活動の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに応援を行うものとする。

- 2 乙は市内において震度5弱以上を観測したとき、又はその可能性があるときは、要請の有無に関わらず応援体制を整えるものとする。
- 3 乙は甲の指示のもとに応援活動を実施するものとする。

（応援活動の報告）

第4条 乙は応援活動を行ったときは、応援活動報告書（様式2）により、次に掲げる事項を記載し、活動終了後、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書による報告ができないときは、口頭により報告し、その後文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した復旧資機材等の台数、人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 乙の応援に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 経費は通常時の費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(訓練、情報交換)

第6条 応援活動の実効性を確保するために、乙は甲又は小牧市が主催する防災訓練や地区防災訓練等への参加に努めるものとする。ただし、甲は訓練参加に要する経費について、原則として負担しないものとする。

2 甲乙は応援要請及び応援活動が迅速に行えるよう、情報伝達手段及び復旧資機材の確認に努め、情報を交換するものとする。

(災害補償)

第7条 応援業務に従事した乙の職員が、そのため死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害となったときは、乙の労災保険により保障するものとする。

(連絡体制)

第8条 この協定に関して、あらかじめ甲乙が連絡担当者を定め、災害により給水機能の損傷が発生した際には、速やかに各連絡担当者に連絡を取るものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期限満了日の1ヵ月前までに、甲乙のいずれからも協定終了の申し出がない場合は、本協定は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 4年 1月 7日

甲 愛知県小牧市堀の内三丁目1番地
小牧市水道事業
小牧市長 山下 史守朗



乙 愛知県名古屋市東区葵三丁目15番地31
フジ地中情報株式会社 名古屋支店
支店長 藤岡 啓



様式1 (第2条関係)

災害時応援要請書

1 災害の発生状況及び業務内容

2 応援を必要とする復旧資機材の種類、台数及び人員

(1) 資機材

資機材名	台数

(2) 人員

3 応援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 応援希望日時

(2) 応援先

(3) 応援期間

4 現場責任者

5 その他必要な事項

年 月 日

フジ地中情報株式会社 様

小牧市水道事業
小牧市長

(市担当者 所属 氏名 連絡先 TEL —

様式2（第4条関係）

応援活動報告書

1 応援に要した機材、台数、人員

(1) 機材

機材名	台数

(2) 人員

3 業務内容及び場所

4 応援に従事した期間

5 その他必要な事項

年 月 日

小牧市水道事業
小牧市長 様

フジ地中情報株式会社

(フジ地中情報㈱担当者 氏名 連絡先 TEL —)

